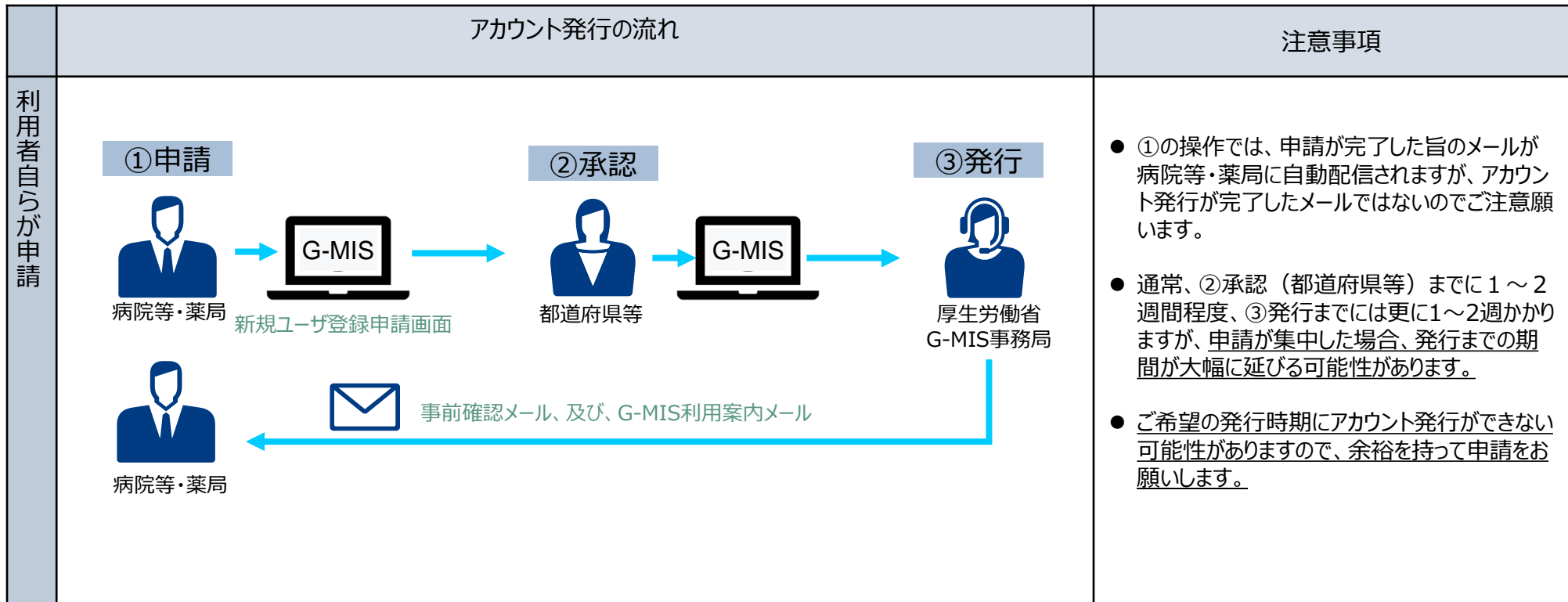


# アカウント発行に係る ユーザ登録申請について

- 「新規ユーザ登録申請」のご利用方法をご案内しております。

# 利用者（報告機関）のG-MISアカウント申請方法

- 令和5年11月13日以降、報告機関のアカウント申請方法は、G-MISの「新規ユーザ登録申請」を使って申請する方法となります。



# 新規ユーザ登録申請が必要となる報告機関

- 医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の報告では、原則としてG-MISアカウントを取得いただきG-MISを利用した報告を行うこととしております。ただし、インターネットを利用出来ない等の事情がある場合に限り、紙での報告を行うこととしております。
- G-MISを利用した定期報告を実施予定で、G-MISアカウント未取得の病院等及び薬局におかれましては、G-MISのアカウントの取得が必要となります。以下に示す報告機関に該当する場合、新規ユーザ登録申請が必要となります。
  - G-MISを利用して医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の報告を行う予定の機関で、アカウント発行が行われていない機関  
以下の理由等でアカウント発行ができなかった報告機関を含みます。  
例：令和5年4月から6月の申請時、メールアドレスの記載誤りでG-MIS新規ユーザ登録ができなかった機関  
アカウント発行申請後、G-MIS利用案内メール到達前に担当者の異動等で申請時のメールアドレスが変更となった機関※1  
等
  - G-MISを利用して医療機能情報提供制度の報告を行う予定の機関で、既にアカウントを保有しているが、医療機能情報提供制度の報告権限が付与されていないため、メニュー画面の「医療機能情報提供制度ボタン」押下時に権限が存在しない旨のメッセージが表示される状態の機関

※1 アカウント発行申請後、G-MIS利用案内メール到達前に担当者異動等でメールアドレスが変更となる場合には、以下の2つの場合が想定されます。

①申請時のメールアドレスが「無効」となっており、G-MIS利用案内メールが送信エラーとなる場合

②申請時のメールアドレスは「有効」であり、G-MIS利用案内メールは受信したが、そのメールの閲覧権限を持つ方がおらず、メールが閲覧できない場合

①のケースは、「新規ユーザ登録申請」をしていただき、新しいメールアドレスでのアカウント発行が必要となります。

②のケースは、「新規ユーザ登録申請」を行っても、新しいアカウントが発行できませんので、都道府県の窓口に報告機関名、機関コード（機関コードが分からない場合は、都道府県でお調べします。）、変更前メールアドレス、変更後メールアドレスをご連絡いただきますようお願いいたします。

# 申請の流れ (1/5)

- 令和5年11月以降のG-MISの「新規ユーザ登録申請」は、以下のURL、または、右記の二次元バーコードから申請可能です。

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>

- 本画面へのリンクについては、厚生労働省の医療機能情報提供制度ホームページ、及び、薬局機能情報提供制度ホームページに掲載中です。
- また、厚生労働省のホームページからは、新規ユーザ登録申請のG-MIS操作マニュアル、及び、よくある質問をまとめた「Q&A」についても入手可能となっていますので、ご利用ください。



新規ユーザ登録申請URL



新規ユーザ登録申請

## 1-1. 厚生労働省（医療機能）ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_35867.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html)

厚生労働省（医療機能）

- (G-MIS新規ユーザ登録申請ページはこちら)
- G-MIS操作マニュアル、新規ユーザ登録申請 [2.5MB]

## 1-2. 厚生労働省（薬局機能）ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/kinoujouhou/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kinoujouhou/index_00003.html)

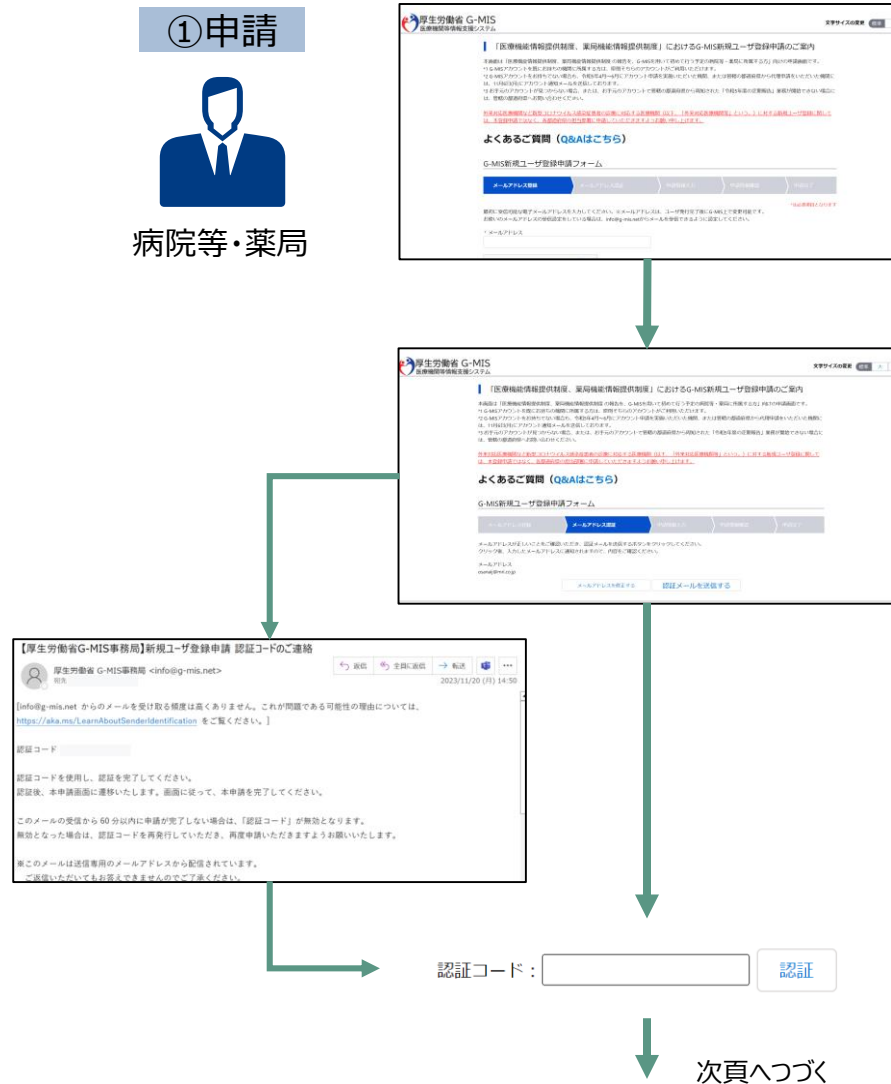
厚生労働省（薬局機能）

- (G-MIS新規ユーザ登録申請ページはこちら)
- G-MIS操作マニュアル、新規ユーザ登録申請 [2.5MB]

操作マニュアルとよくある質問はこちらから入手可能です

# 申請の流れ (2/5)

○ 利用者自らが申請する場合には、以下の流れとなります。



① 厚生労働省ホームページまたは、URL (<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>) のダイレクト入力により、「新規ユーザ登録申請」画面を表示する。(前頁参照)

② メールアドレスを入力し、「私はロボットではありません。」にチェックを入れて、「確認」ボタンを押す。

③ 入力したメールアドレスが正しいことを確認し、「認証メールを送信する」をクリックする。

④ 厚生労働省G-MIS事務局 [info@g-mis.net](mailto:info@g-mis.net) より認証コードがメールで連絡される。

⑤ メールに記載される「認証コード」を画面から入力し、「認証」をクリックする。

# 申請の流れ (3/5)

↓ 前頁よりつづき

厚生労働省 G-MIS  
医療機関情報連携システム

よくあるご質問 (Q&Aはこちら)

G-MIS新規ユーザ登録申請フォーム

7 機関情報

機関名 (機関名は mandatory でなく、正式名称を省略して入力してください。)

機関コード (機関コードは mandatory でなく、機関コードを割り振る機関番号を入力してください。入力不要の場合は、機関番号の末尾を0と入力してください。)

機関区分

機関判別区分

住所 (郵便番号は mandatory で入力してください。)

郵便番号 (郵便番号は mandatory で入力してください。)

機関電話番号 (機関電話番号は mandatory でなく、機関電話番号を入力してください。)

メールアドレス

↓ 利用規約、プライバシーポリシー確認画面

↓ 入力内容確認画面

厚生労働省 G-MIS  
医療機関情報連携システム

G-MIS新規ユーザ登録申請フォーム

新規ユーザ登録申請が完了しました。

申請番号: API-00001750

入力したメールアドレスは、機関番号と連携して連携します。

申請内容が正常に保存され、機関番号が生成されました。

確認

10 確認

機関情報

機関名

機関コード

ユーザ登録申請完了メール (イメージ)



⑥ 「新規ユーザ登録申請」フォームから必要事項を入力する。  
(機関名、機関コード、機関区分、機関判別区分、電話番号、保険機関コード、郵便番号、都道府県、市区町村、町名・番地、建物名、担当部署、担当者(姓)、担当者(名)、担当部署電話番号、メールアドレス)

※「機関コード」は「保険機関コード」とは異なります。保険機関コードについては別に入力する欄がございます。「機関コード」は「なら医療情報ネット」において各医療機関等に割り当てられていた整理番号です。令和5年5月末日時点で「なら医療情報ネット」に入力頂いている内容をG-MISにデータ移行しており、それらの情報をG-MISに引き継ぐためにご入力いただく必要があります。令和5年6月以降に新規に開設した医療機関等や「なら医療情報ネット」にご登録いただいていた方が「機関コード」をお持ちではありませんのでご入力いただく必要はありません。

⑦ 利用規約およびプライバシーポリシーを確認し、チェックボックスにチェックを入れて、「確認」をクリックする。

⑧ 入力内容確認画面が表示されるので、「申請する」をクリックする。

⑨ 申請確認完了画面が表示されるので、「申請内容をダウンロードする」をクリックし、**ダウンロードファイルを必ず保管する。**

⑩ 申請が完了すると、申請が完了したことを通知する「ユーザ登録申請完了メール」が厚生労働省G-MIS事務局 [info@g-mis.net](mailto:info@g-mis.net) より送信される。

※「ユーザ登録申請完了メール」は、申請が完了したことをお知らせするメールです。アカウントが発行されるまでしばらくお待ちいただくようお願いいたします。

# 申請の流れ (4/5)

- 利用者の申請が完了すると、都道府県での承認が実施されます。承認には通常1～2週間程度かかります。
- 申請内容により、都道府県から「却下」される場合がありますので、ご注意ください。

## ②承認



都道府県等

申請内容を確認し、「承認」または「却下」します。

承認

却下

G-MIS事務局でアカウント発行されます。  
ただし、アカウント発行までには通常1～2週間かかりますが、申請が集中した場合、発行までの期間が大幅に延びる可能性があります。  
申請数が少ない場合でもご希望の発行時期にアカウント発行ができない可能性がありますので、余裕を持って申請をお願いします。

なお、既に医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の報告が行える権限をもつアカウントを保有している場合（※）は、アカウント発行はされません。通知もされません。

却下のメールが配信されます。  
却下理由を確認し、必要に応じて、新規ユーザ登録の再申請を行ってください。

## 却下メール（イメージ）





# 申請の流れ (5/5)

○ 都道府県での承認後、通常 1 ~ 2 週間程度でG-MISのアカウントが発行されます。

- G-MIS事務局で申請情報の確認手続きが行われると、「①事前確認メール」が配信されます。
- 正常にメール配信されれば、翌営業日以降、「②G-MIS利用案内メール」が配信されます。

## ③発行



厚生労働省  
G-MIS事務局

「②G-MIS利用案内メール」の案内に従い、メールに記載のURLから「パスワード設定」を行うと、ログイン完了となります。

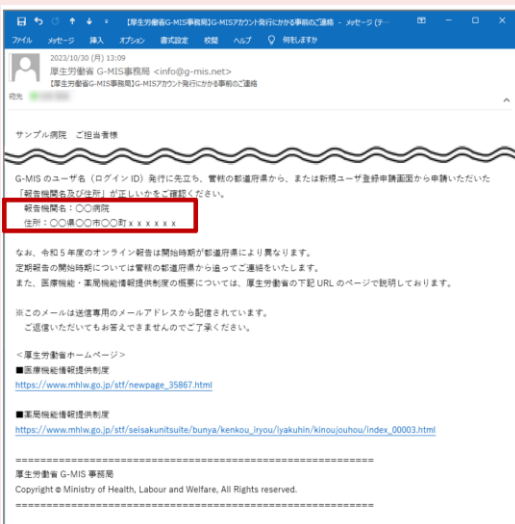
※なお、コロナ関連業務等で既にG-MISアカウントを保有しており、申請を受けて新たに医療機能情報提供制度の報告権限が付与された場合には、「③G-MIS利用案内既存のご利用者確認依頼メール」が配信されます。(アカウント申請時点で既に医療機能情報提供制度の報告が行える権限をもつアカウントを保有していた場合、メールは届きません。)

以下のURLにアクセスし、メールに記載されるログインIDでログインして、「医療機能情報提供制度ボタン」押下時に権限が存在しない旨のメッセージが表示されずに正常に画面遷移されるかをご確認いただくようお願いいたします。

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/>

## ①事前確認メール (イメージ)

件名: 【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISアカウント発行にかかる事前のご連絡  
送信元: G-MIS事務局 <[info@g-mis.net](mailto:info@g-mis.net)>

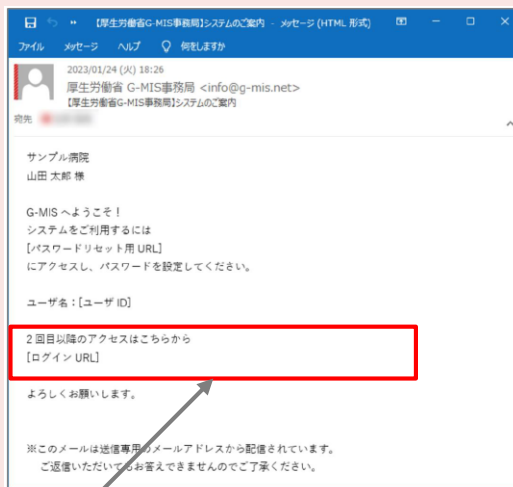


翌営業日以降



## ②G-MIS利用案内メール (イメージ)

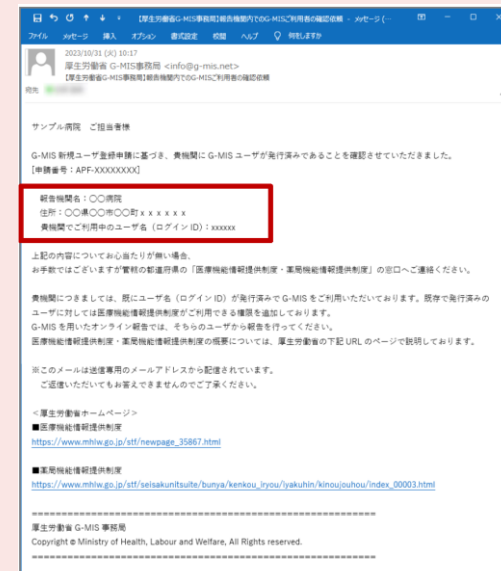
件名: 【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISログインIDのお知らせ及びパスワード設定のご依頼  
送信元: G-MIS事務局 <[info@g-mis.net](mailto:info@g-mis.net)>



このURLをクリックし、パスワード設定を行ってください。

## ③G-MIS利用案内既存のご利用者確認依頼メール (イメージ)

件名: 【厚生労働省G-MIS事務局】報告機関内でのG-MISご利用者の確認依頼  
送信元: G-MIS事務局 <[info@g-mis.net](mailto:info@g-mis.net)>



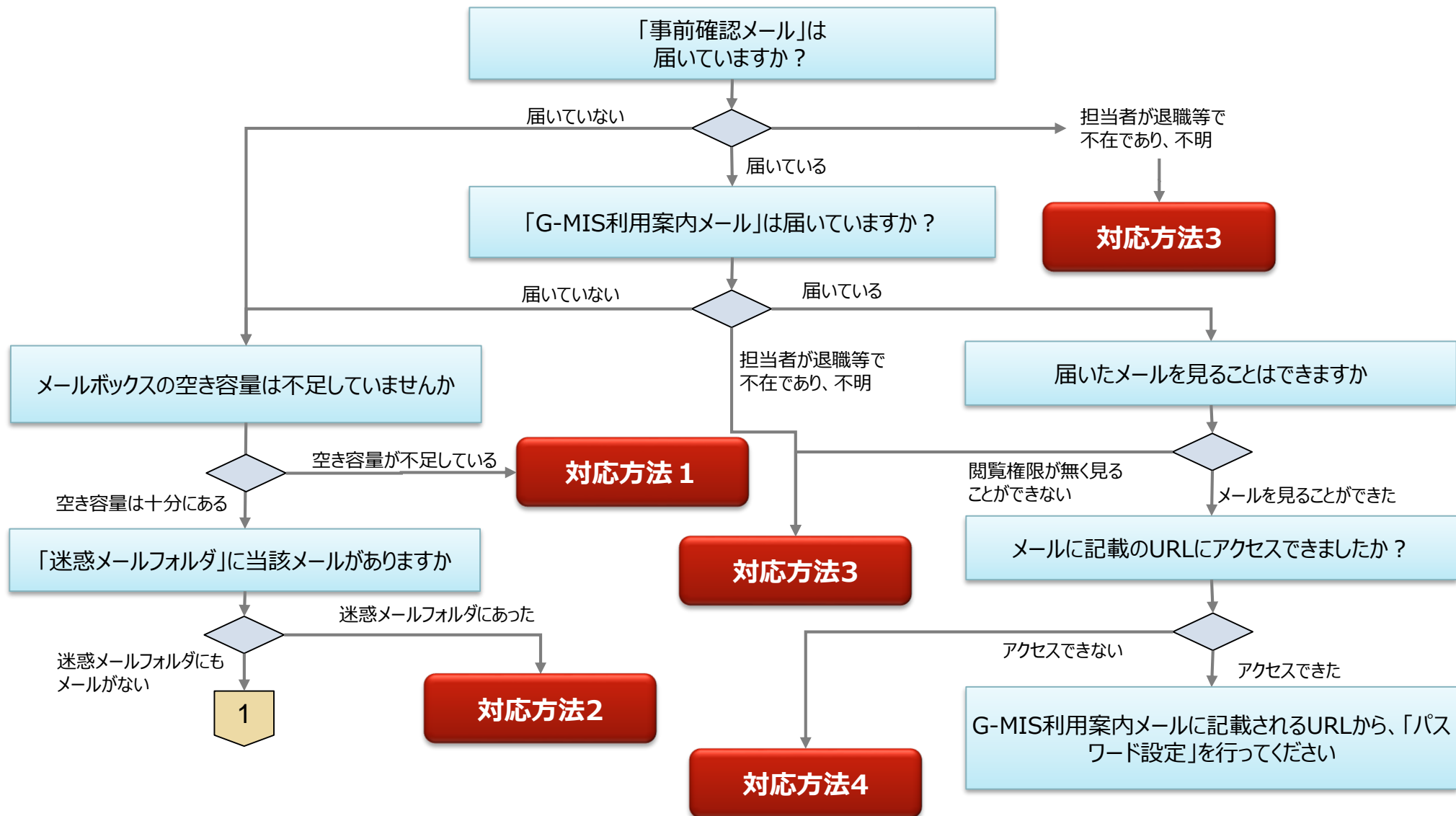


# アカウント発行通知に係る トラブル対処方法について

- G-MIS利用案内メールが届かない等のトラブル発生時、参照してください。

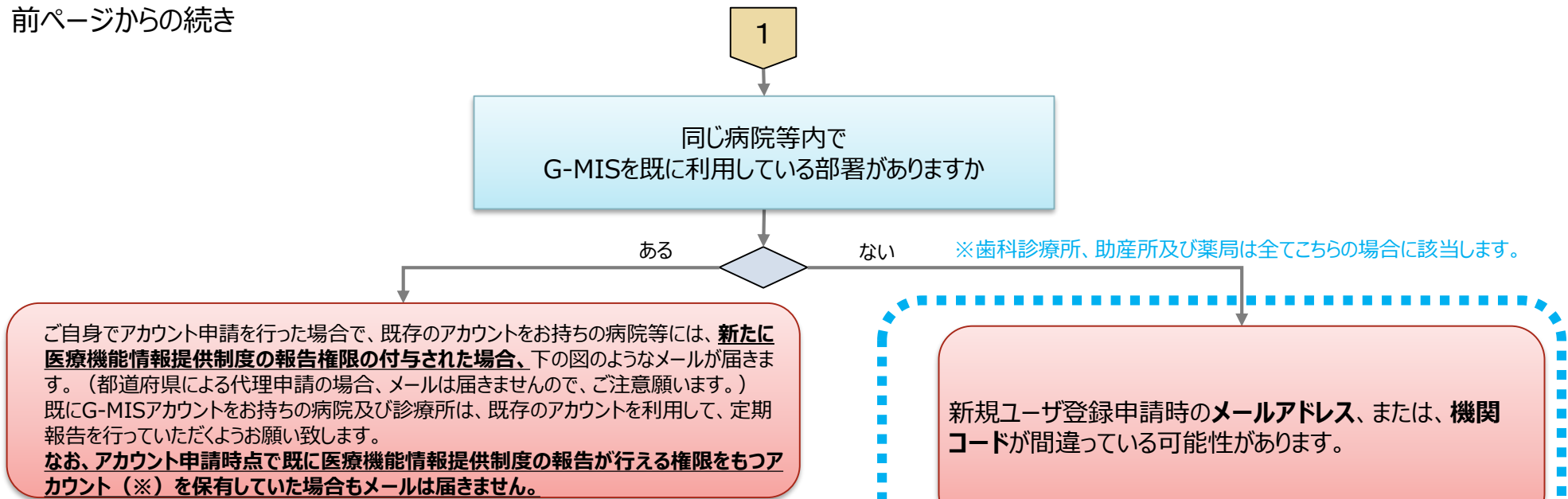
# メールが届かなかった場合の対処

- 「新規ユーザ登録申請」を実施した、若しくは、都道府県が代理で「新規ユーザ登録申請」を実施したにも関わらず、目安として3週間以上が経過しても、「事前確認メール」、「G-MIS利用案内メール」が届かなかった場合や、メールに記載のURLにアクセスできなかった場合等、以下の手順に従い、該当する対処を実施してください。



# メールが届かなかった場合の対処

## ○ 前ページからの続き



### ③ G-MIS利用案内既存のご利用者確認依頼メール (イメージ)

件名：【厚生労働省G-MIS事務局】報告機関内でのG-MISご利用者の確認依頼  
送信元：G-MIS事務局 <[info@g-mis.net](mailto:info@g-mis.net)>



※既存のアカウントでログインした場合、メニュー画面に「医療機能情報提供制度ボタン」があり、ボタン押下すると、G-MISによる報告の開始日は令和6年1月5日であることのメッセージが表示されます。なお、令和6年1月5日以降は実際の報告画面が表示されます。

# 対応方法 1 (メールボックスの空き容量が不足していた場合)

## 対応方法1

## メールボックスの空き容量が不足していた場合

- メールボックスの空き容量が不足している場合に空き容量を増やす方法は、ご利用中のメールソフトウェアにより、対応方法が異なります。手順等については、ご利用中のメールソフトのホームページ等でご確認ください。
- メールサーバー上でメールが保管されている場合には、メールボックスの空き容量を確保した後、メールサーバからメールが再送されます。
- もしも、メールが受信できなかった場合には、G-MIS利用案内メールの再送はできませんので、【奈良県】G-MISユーザ名問い合わせフォーム ([https://apply.e-tumo.jp/pref-nara-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=34866](https://apply.e-tumo.jp/pref-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=34866)) より問い合わせを行い、G-MISのログイン画面 (URL : <https://www.med-login.mhlw.go.jp/>) から「パスワードをお忘れですか?」のリンクを押し、パスワードリセットを実施していただくようお願いします。



【奈良県】G-MISユーザ名  
問い合わせフォーム



G-MISログイン画面

## 対応方法2

## 迷惑メールフォルダにメールがあった場合

○ 以下の手順に従い、該当する対処を実施してください。

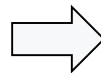
①メールを「受信トレイ」など安全なフォルダに移動する

②メールに記載のURLにアクセスする

③「G-MIS利用案内メール」に記載されるパスワード設定用のURLにアクセスし、パスワード設定を実施する

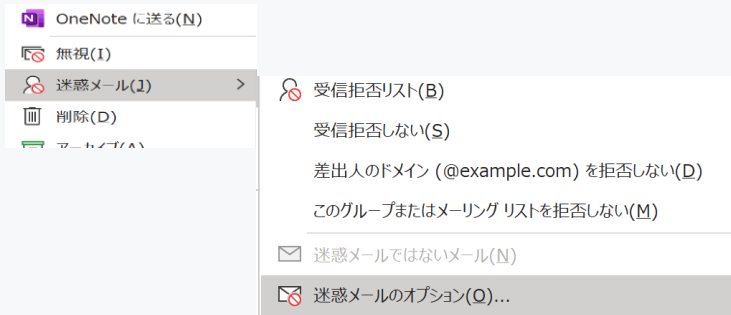
④送信元メールアドレス ([info@g-mis.net](mailto:info@g-mis.net)) を「安全なアドレス」として設定する

※「安全なアドレス」に設定する方法は、お使いのソフトウェアにより異なりますので、ソフトウェアのマニュアル等を参照ください。

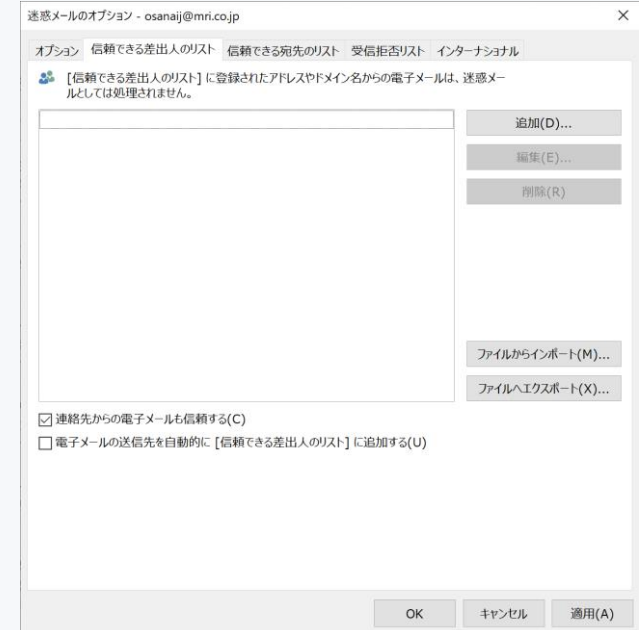


【Outlookの場合の例】

- ・該当のメールを右クリックする
- ・「迷惑メール(J)」→「迷惑メールのオプション(O)」を選択



- ・「信頼できる差出人のリスト」タブを開く
- ・リストに送信元アドレスを追加し、「追加(D)」をクリック
- ・画面下の「適用(A)」をクリック



### 対応方法3

### 担当者が退職等で不在のため、メールが確認できない

- 申請時のメールアドレスを持つ担当者様が退職や異動等で不在となり、「G-MIS利用案内メール」が届いているかを確認できない場合、都道府県窓口にお問い合わせいただき、「G-MIS利用案内メール」が「不達」となっているか、「送信完了」となっているかをご確認いただくようお願いいたします。
- 上記の結果、メールが「不達」となっている場合には、もう一度新しいメールアドレスでの「新規ユーザ登録申請」を行っていただく必要がございます。「送信完了」の場合には、以下の情報を都道府県窓口ご連絡し、**メールアドレスの変更依頼**を行っていただくようお願いいたします。
  - 報告機関名
  - 機関コード（機関コードが分からない場合、都道府県で調べます）
  - 変更前メールアドレス
  - 変更後メールアドレス
- また、「G-MIS利用案内メール」が届いているようだが、閲覧権限を持つ方がいらっしゃらないためメールを見るできないという場合にも、以下の情報を都道府県窓口ご連絡し、**メールアドレスの変更依頼**を行っていただくようお願いいたします。
  - 報告機関名
  - 機関コード（機関コードが分からない場合、都道府県で調べます）
  - 変更前メールアドレス
  - 変更後メールアドレス
- 都道府県窓口へ連絡してから通常1～2週間後、都道府県窓口からメールアドレスの変更が完了した旨の連絡があります。その際、「ログインID」をお知らせしますので、G-MISのログイン画面（URL：<https://www.med-login.mhlw.go.jp/>）から「パスワードをお忘れですか？」のリンクを押し、パスワードリセットを実施していただくようお願いいたします。



G-MISログイン画面

# 対応方法4（メールにあるURLにアクセスできない）

## 対応方法4 メールにあるURLにアクセスできない

○ 「このサイトにアクセスできません」というメッセージが出た場合、以下の理由などが考えられます。

- ① ブラウザのキャッシュが溜まっている
- ② サイトにフィルターがかかっている
- ③ サーバーがメンテナンス中などで利用できない状態にある

①ブラウザのキャッシュが溜まっている

ブラウザの「キャッシュクリア」を行ってください。

②サイトにフィルターがかかっている

以下のサイトをホワイトリストに入れていただくよう情報システム管理者へ依頼してください。  
<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/>

③サーバーがメンテナンス中などで利用できない状態にある

しばらく待ってから、アクセスいただくようお願いします。

※キャッシュクリアの方法はブラウザごとに異なります。ブラウザのマニュアル等を参照ください。

### 【Edgeの場合の例】

- ・「設定」→「プライバシー、検索、サービス」
- ・「閲覧データのクリア」→「クリアするデータの選択」でクリアを行ってください。

#### 設定





# 対応方法5（メールが届いていない場合）

## 対応方法5

既存のアカウントが無いにも関わらず、G-MIS利用案内メールが届かない

○ この場合、以下の理由が考えられます。

- ① 申請時のメールアドレスが間違っている、又は無効になっており、メールが送信エラーとなっている
- ② 病院等のご担当者様が把握していない既存のアカウントが存在する
- ③ 新規ユーザ登録申請時、機関コードを誤って登録してしまった

①申請時のメールアドレスが間違っている、又は無効になっており、「メールが送信エラー」となっている

まずは、都道府県の窓口にお問い合わせください。  
「G-MIS利用案内メール」が「不達」となっているか、「送信完了」となっているかをご確認いただくようお願いいたします。

②病院等のご担当者様が把握していない既存のアカウントが存在する

機関内でご確認いただき、どうしても分からない場合には、**都道府県の窓口**へお問い合わせいただくようお願いします。

③新規ユーザ登録申請時、機関コードを誤って登録してしまった

申請時の機関コードが間違っていた場合、再申請が必要となります。

「送信完了」だった場合

「不達」だった場合

## 対応方法3

申請時のメールアドレスや機関コードが間違っていた場合等においては、**もう一度「新規ユーザ登録申請」を実施する**必要があります。  
なお、正しい機関コードは、**都道府県の窓口**へお問い合わせいただくようお願いします。

➡以下のURLから「新規ユーザ登録申請」を再度実施してください。

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>